



令和 6 年 11 月 1 日
水管理・国土保全局治水課
大臣官房参事官（上下水道技術）

せんだいがわ くまのじょうがわ
川内川水系隈之城川等を「特定都市河川」に指定

～流域のあらゆる関係者の協働による浸水被害対策の推進～

国土交通省では、流域治水の本格的な実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項等に基づき、令和6年11月1日、川内川水系隈之城川等の計6河川（鹿児島県）を、特定都市河川に指定します。

- 今後、隈之城川流域では、国・県・市等からなる流域水害対策協議会を組織し、浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。
- また、指定日である令和6年11月1日から、流域内において一定規模以上の宅地にする行為等については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 国土交通省では、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。

（添付資料）

別紙 川内川水系隈之城川 特定都市河川の指定
参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

【問合わせ先】

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐
係長
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455

とみもと かずや
富本 和也（内線 35-582）
のなか こうた
野中 航太（内線 35-684）

○下水道に関すること

水管理・国土保全局 大臣官房参事官（上下水道技術）
課長補佐
係長
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432

ほかぞの めいせい
外園 明成（内線 34-324）
はせがわ ともあき
長谷川 智明（内線 34-314）